

(4) 千葉県の水道における県と市町村の役割・関係

ア 県と市町村のあるべき役割・関係

住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理、近接性の原理から、市町村が担うことが原則です。水道法においても水道の一次的な事業主体としては市町村が想定されています。千葉県においても、これまでと同様に市町村が水道事業の事務責任を担うことを原則とするのが適当と考えます。

一方、水道における都道府県の役割は、必ずしも一義的に定まるものではありません。都道府県の役割を全国的な状況で見ると、千葉県のように都道府県が自ら水道事業を担っている例は限られています。水道用水供給事業については、都道府県営の場合、県・市町村の共同による企業団（一部事務組合）の場合、市町村の共同による企業団（一部事務組合）の場合等があり、全国的にも同様ではありません。こうしたことから、極端な場合には市町村が水道を全て担い、都道府県は水道事業の監督のみを行うことも考えられます。

しかしながら、千葉県においては、県がより積極的に水道に役割を果たすことが考えられます。千葉県は、地理的に水源の確保に不利な地域であり、水道の広域的な水源の担保及び水道用水の供給に依存する度合いが高く、水道における広域的な役割の重要性が高いという特徴があります。また、これまで都市部を中心に県が直接に水道事業の事務責任を担う一方で、水道料金格差是正等を目的とした県内水道事業体に対する補助事業を実施してきており、県として水道に大きく関与してきたという経緯もあります。こうしたことを考慮すると、県は、広域自治体として個々の基礎自治体やその共同組織では解決を図ることが困難又は非効率となる問題について携わるのが原則と考えることから、その役割としては広域的な水源の担保への関与とすることが適当と考えられます。

したがって、千葉県においては、県と市町村の役割について、現時点での一つのあるべき姿として、市町村が原則として水道サービスの供給責任を担うとともに、県は広域的な水源の担保に関与することが適当と整理できると考えられます。

イ 県内水道の現状と今後の姿

千葉県内の水道における現行の県、市町村の役割の状況について見ると、まず水道事業については、11市2村にまたがり比較的経営条件の良い都市部を中心に県が自ら水道事業を担っています。都道府県営の水道事業は全国的にも数少なく、本県の他には東京都、神奈川県、長野県のみに見られます。県営水道地域においては、市町村は県営水道が給水しない区域において限定的に自らの市町村営水道を行っており、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市及び浦安市においては全て県営水道の給水区域であるため、自らの市営水道は実施されていません。なお、県営水道地域以外では、原則どおり市町村が水道事業

を担っています。

* 船橋市については一部地域を習志野市営水道が給水しています。

次に水道用水供給事業については、県営水道地域や香取地域以外の地域の市町村については、水道事業に加えて、共同で企業団（一部事務組合）を構成して水道用水供給事業を担っています。水道用水供給事業は、全国的に見ると都道府県営の場合と企業団（一部事務組合）営の場合の双方に大きく分かれているものの、千葉県の周辺の都県では都道府県営の場合が多い中で、千葉県においては県営水道が受水をしている場合を除いて県は関与せず、市町村のみが構成する企業団によって運営されるのが基本となっています。

なお、その一方で、千葉県は、県内水道事業体間の料金格差是正等のために市町村水道総合対策事業を実施しており、県営水道を基準としてコスト（給水原価）が高い市町村等が経営する末端水道事業に対して、地元市町村の高料金対策と合わせて年間計70億円を超える補助・繰出金を支出し、経営を支援しています。

このように、現在の千葉県の水道においては、県と市町村の果たしている事務責任が県内の地域によって異なり、また、広域的な水道用水供給事業と末端の水道事業に対する県・市町村の役割が交錯しています。県と市町村の役割が、そのあるべき姿からすると極めて不明確な状態となっています。

千葉県における県と市町村の役割・関係については、これまでの経緯等もあることから直ちにそのあるべき姿に完全に整理することは必ずしも容易ではありませんが、これからの県内水道を考えるにあたっては本来の県と市町村の役割・関係を明確化し、それに沿った姿を目指していくべきであると考えます。